

青森県報

号外第四十九号

平成二十五年
六月二十八日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県海岸漂着物対策推進基金条例……………	(環境政策課) …… 二
職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) …… 三
青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税務課) …… 四
青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例……………	(自然保護課) …… 一六
青森県動物取扱業登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) …… 一六
青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 一七
青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………	(農村整備課) …… 一八
青森県道路法施行条例の一部を改正する条例……………	(道路課) …… 一九
職員の給与の特例に関する条例……………	(人事課) …… 二〇
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 二四
青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 二五
義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 二五
青森県議会基本条例……………	(議会事務局調査課) …… 二六
青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(議会事務局総務課) …… 三三

条 例

青森県海岸漂着物対策推進基金条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県海岸漂着物対策推進基金条例

(設置)

第一条 県が国から交付を受ける地域環境保全対策費補助金により、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための事業（以下「海岸漂着物対策推進事業」という。）に要する経費及び海岸漂着物対策推進事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため、青森県海岸漂着物対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、県が交付を受ける地域環境保全対策費補助金のうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、海岸漂着物対策推進事業に要する経費及び海岸漂着物対策推進事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「職員について」を「任命権者は、職員について」に、「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 任命権者は、職員について船員法第四十七条第一項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員等の旅費に関する条例第三十二条の規定は、この条例の施行の日以後に職員について船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項又は第二項の規定に該当する事由が生ずる場合について適用し、同日前に職員について当該事由が生じた場合については、なお従前の例による。

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十九号

青森県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の三十三」を「第五十五条の三十一」に改める。

第三条第一項第六号を削り、同項第七号中「第五十五条の十五」を「第五十五条の十三」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第五十五条の二十四」を「第五十五条の二十二」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第五十五条の三十三」を「第五十五条の三十一」に改め、同項中同号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項中「検査を行う」を「検査し、若しくは提示若しくは提出を求める」に改める。

第三十五条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を

有するもの

第三十五条の三第一項ただし書中「第五十五条の六において同じ」を削る。

第三十九条の二第三号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加える。

第五十三条中「の法人税割及び利子割」を削る。

第五十三条の二を削る。

第五十四条第一項中「いい、利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であったことによる納付すべき額を含む」を「いう」に改める。

第五十五条の二第二項中「連結申告法人」の下に「（法第五十三条第四項に規定する連結申告法人をいう。第六十三条第二項において同じ。）」を加える。

第五十五条の三を削り、第五十五条の四を第五十五条の三とし、第五十五条の五を第五十五条の四とする。

第五十五条の六を削る。

第五十五条の七中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に、「第三条の三第四項」を「第三条の三第四項第一号」に、「第五十五条の四及び第五十五条の五」を「第五十五条の三及び第五十五条の四」に改め、「（個人に限る。）」を削り、同条を第五十五条の五とし、第五十五条の八から第五十五条の十二までを二条ずつ繰り上げる。

第五十五条の十三中「第五十五条の十」を「第五十五条の八」に改め、同条を第五十五条の十一とし、第五十五条の十四を第五十五条の十二とする。

第五十五条の十五中「から、第五十三条の二第一項の規定により控除し、同条第四項の規定により充当し、又は同条第五項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、第五十五条の三の規定による請求に基づき他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、法第六十五条の二第一項（法第一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求に基づき他の都道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額」を削り、同条を第五十五条の十三とし、第五十五条の十六から第五十五条の十八までを二条ずつ繰り上げる。

第五十五条の十九中「又は租税特別措置法」を「租税特別措置法」に改め、「の配当等」という。（ ）の下に「又は同法第四十一条の十二の二第二項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）を加え、同条を第五十五条の十七とする。

第五十五条の二十中「又は上場株式等の配当等」を「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改め、同条を第五十五条の十八とし、第五十五条の二十一を第五十五条の十九とする。

第五十五条の二十二中「第五十五条の二十」を「第五十五条の十八」に改め、同条を第五十五条の二十とし、第五十五条の二十三を第五十五条の二十一とし、第五十五条の二十四を第五十五条の二十二とする。

第五十五条の二十五第二項を削り、同条を第五十五条の二十三とし、第五十五条の二十六を第五十五条の二十四とし、第五十五条の二十七を第五十

五条の二十五とする。

第五十五条の二十八中、「選択口座」を、「法第二十三条第一項第十六号に規定する選択口座」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条を第五十五条の二十六とする。

第五十五条の二十九中、「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条を第五十五条の二十七とし、第五十五条の三十を第五十五条の二十八とする。

第五十五条の三十一中「第五十五条の二十九」を「第五十五条の二十七」に改め、同条を第五十五条の二十九とし、第五十五条の三十二を第五十五条の三十とし、第五十五条の三十三を第五十五条の三十一とする。

第百九条第二項中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に改め、同条第三項中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に、「第七百五十条第一項及び第三項から第六項まで」を「第七百五十条」に、「並びに」を「及び」に改める。

第百五十一条の二第一項第三号口中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

附則第三条の二中「第五十五条の二」を削り、「第五十五条の十二第二項、第五十五条の十三、第五十五条の二十一第二項、第五十五条の二十一、第五十五条の三十第二項、第五十五条の三十一」を「第五十五条の十第二項、第五十五条の十一、第五十五条の十九第二項、第五十五条の二十、第五十五条の二十八第二項、第五十五条の二十九」に改め、「第六十八条の二」を削り、「並びに」を「並びに」に、「第四項」を「第五項」に、

「とする」を」と、第五十五条の二及び第六十八条の二の規定中「の規定による」とあるのは「並びに法附則第三条の二第二項及び第五項の規定による」とする」に改める。

附則第三条の二の三中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第三条の三第一項第三号中「第五条の四の二第五項」を「第五条の四の二第六項」に改める。

附則第四条の七第一項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に改める。

附則第四条の八第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第六条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、第三十六条」を「利子所得及び配当所得については、第三十六条」に、「配当所得の金額（以下）を「利子所得の金額及び配当所得の金額として法附則第三十二条の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得等の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下）の項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、同条第三項第一号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第二号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「（）同項」を「（）同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同

条第一項」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第七条の二第三項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

附則第八条の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第七条、第七条の二、第七条の三又は前条の規定を適用する。

附則第七条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第七条の二第二項	第三十五条の二まで、 第三十六条の二、第三十六 条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	附則第七条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第七条の四第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十

一項	同法第三十二条第一項	一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	租税特別措置法第三十二条第一項	

附則第八条第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことよつてその居住の用に供することができなくなつた
 県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第七条、第七条の二、第七条の三又は前条の規定を適用する。

附則第八条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第四項第一号」を「第三項第一号」に改め、同

条第二項中「県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第三十七条の十三第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令附則第十八条第四項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十四第四項並びに」を「同条第三項及び第四項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら）を削り、「同法第三十七条の十一第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十三第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項第一号及び第二号中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第三号中「株式等」を「一般株式等」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第八条の二三を削る。

附則第八条の二の二中「第三十七条の十一の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「特定管理株式（）」を「特定管理株式等（）」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十二第二項第七号に規定する公社債」に、「同項各号」を「同法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に改め、同条を附則第八条の二の三とし、附則第八条の二の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第八条の二の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三十六条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として法附則第三十五条の二の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額（当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項において準用する前条第三項第一号の規定により読み替えて適用される第三十六条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附則第八条の二の三の二中「第五十五条の十九」を「第五十五条の十七」に、「附則第三十五条の二の五第一項」を「附則第三十五条の二の五第二項」に、「第五十五条の二十」を「第五十五条の十八」に改める。

附則第八条の二の四第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第八条の二第一項後段」を「附則第八条の二の二第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第三項中「附則第八条の二第一項後段」を「附則第八条の二の二第一項後段」に、「附則第八条の二の二第一項後段」に、「附則第八条の二の二第一項に規定する株式会社等」を「附則第八条の二の二第一項から第三項まで」を「第八条の二の二第一項及び第二項」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第八条の二第一項中」を「附則第八条の二の二第一項中」に改める。

附則第八条の二の五第三項中「から第三項まで」を「及び第二項並びに第八条の二の二」に、「同条第一項」を「附則第八条の二第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第八条の二の五第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第八条の二の二第一項」に、「計算した金額（附則第八条の二の五第二項」を「計算した金額（附則第八条の二の五第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「附則第三十五条の三第三項」を「附則第三十五条の三第五項」に改め、「同条第四項に規定する」を削り、「金額（）」の下に「第二項又は」を加え、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第八条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者について、法附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合においては、当該納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。第四項において同じ。）は、附則第八条の二第一項後段の規定にかかわ

らず、当該納税義務者の附則第八条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

3 前項の規定の適用がある場合における附則第八条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第八条の二の五第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第八条の六中「同項第八号」を「同項第九号」に、「同項第九号」を「同項第十号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第五条第一項及び第百五十一条の二第一項第三号口の改正規定並びに附則第三条の二の改正規定（「第五十五条の十二第二項、第五十五条の十三、第五十五条の二十一第二項、第五十五条の二十二、第五十五条の三十第二項、第五十五条の三十一」を「第五十五条の十第二項、第五十五条の十一、第五十五条の十九第二項、第五十五条の二十、第五十五条の二十八第二項、第五十五条の二十九」に改める部分を除く。）並びに附則第三条の二の三、第七条の二第三項及び第八条の改正規定並びに次項及び附則第四項の規定は平成二十六年一月一日から、附則第三条の三第一項第三号、第四条の七第一項及び第四条の八第二項の改正規定並びに附則第三項の規定は平成二十七年一月一日から、附則第六条の二及び第八条の二の改正規定、附則第八条の二の三を削る改正規定、附則第八条の二の二の改正規定、同条を附則第八条の二の三とし、附則第八条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の二の四及び第八条の二の五の改正規定並びに附則第九項の規定は平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第三条の二の三の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第三条の三第一項第三号の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第八条第二項の規定は、県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

5 平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等の支払を受ける日の属する事業年度分の法人の県民税及び同日の属する連結事業年度分の法人の県民税に係る改正前の青森県県税条例第五十二条の二第一項の規定による控除、同条第四項の規定による充当又は同条第五項の規定による還付若しくは充当については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第五十五条の五の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第五十五条の十七及び第五十五条の十八並びに附則第八条の二の三の二の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

8 改正後の条例第五十五条の二十六及び第五十五条の二十七の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる新法第二十三条第一項第十六号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた旧法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

9 改正後の条例附則第六条の二、第八条の二から第八条の二の三まで、第八条の二の四及び第八条の二の五の規定は、平成二十九年度以後の年度分

の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例

青森県自然環境保全条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「第八号まで、第十号及び第十一号」を「第九号まで、第十一号及び第十二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県動物取扱業登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県動物取扱業登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県動物取扱業登録申請手数料等徴収条例（平成十八年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県第一種動物取扱業登録申請手数料等徴収条例

第一条中「及び動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百九十号。以下「改正政令」という。）（附則第二十条第二項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関する事務）」を削り、同条第一号及び第二号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第五号中「ねこ」を「猫」に改める。

別表第一号中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録申請手数料」を「第一種動物取扱業登録申請手数料」に改め、同表第二号中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録更新申請手数料」を「第一種動物取扱業登録更新申請手数料」に改め、同表第五号中「又はねこ」を「又は猫」に、「犬・ねこ引取手数料」を「犬・猫引取手数料」に改め、同表第六号を削る。

附則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十二号

青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十二条第一項第四号に規定する動物取扱業者」を「第十二条第一項第三号に規定する第一種動物取扱業者及び法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者」に改め、同項第二号中「給餌」を「給餌」に改め、同項第九号中「哺乳類」を「哺乳類」に改め、同条第二項中「動物を終生にわたり飼養するよう努めるとともに」を削り、「やむを得ず」の下に「動物を」を加え、同条第三項を削る。

第十六条中「第二十四条第一項」の下に「（法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中国営小田川土地改良事業の項、国営浪岡川土地改良事業の項、国営相坂川左岸土地改良事業の項及び国営十三湖土地改良事業の項を削り、国営屏風山土地改良事業の項を次のように改める。

国営平川二期土地改良事業

県が負担する負担金の額の百分の三十六に相当する額

第四条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「国営屏風山土地改良事業並びに」及び「国営屏風山土地改良事業及び」を削る。

第五条第一項中「国営小田川二期土地改良事業」の下に、「国営平川二期土地改良事業」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十四号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第七条第九号」を「第七条第十一号」に改める。

別表政令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第七条第二号に掲げる工作物	占有面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	八二〇円
		Aに〇・〇二八を乗じて得た額	
政令第七条第三号に掲げる施設			

別表政令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び政令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施

設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表政令第七条第六号に掲げる施設、政令第七条第七号に掲げる施設、政令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、政令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物、政令第七条第十号に掲げる器具及び政令第七条第十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表の備考第三号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

職員給与の特例に関する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成十四年三月青森県条例第五十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）第三条第一項に規定する給料

表の適用を受ける職員（知事が定める職員を除く。）、任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の適用を受ける職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）の適用を受ける職員（以下「任期付職員」という。）の給与の特例を定めるものとする。

（給料月額の特例）

第二条 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）における給与条例第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（知事が定める職員を除く。以下「職員」という。）の給料月額は、同条から給与条例第四条の二まで及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から当該給料月額に職の職制上の段階を考慮して知事が定める区分に応じて百分の四・七一から百分の九・七一までの範囲内で知事が定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる職員の給料月額は、これらの規定（第五号に掲げる手当の額の算出の基礎となる職員の給料月額にあつては、給与条例第三条から第四条の二までの規定）による給料月額とする。

一 給与条例の規定による手当の額

二 給与条例第十二条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第十五条第三項、職員の育児休業等に関する条例

例（平成四年三月青森県条例第五号）第二十五条第一項、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第一号）第三条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号）第三条第一項の規定による勤務しない一時間につき減額する額

三 給与条例第十七条第一項の規定による勤務一時間当たりの給与額

四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）第三条第一項の規定による教職調整額

五 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の規定による退職手当の額

2 特例期間における任期付研究員の給料月額は、任期付研究員の採用等に関する条例第五条第一項から第四項まで及び平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定にかかわらず、これらの規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる任期付研究員の給料月額は、これらの規定による給料月額とする。

一 給与条例の規定による手当の額

二 給与条例第十二条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第三項又は職員の育児休業等に関する条例第二十五条第一項の規定による勤務しない一時間につき減額する額

三 給与条例第十七条第一項の規定による勤務一時間当たりの給与額

3 特例期間における任期付職員の給料月額は、任期付職員の採用等に関する条例第四条第一項から第三項まで及び平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定にかかわらず、これらの規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前項各号に掲げる手当の額等の算出の基礎となる任期付職員の給料月額は、同条第一項から第三項まで及び平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料月額とする。

（管理職手当の額の特例）

第三条 特例期間における給与条例第七条の二の規定による管理職手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、給与条例第九条の二及び第九条の三の規定による地域手当の月額算出の基礎となる管理職手当の額は、給与条例第七条の二第二項の規定による額とする。

(給与の減額の特例)

第四条 特例期間における職員、任期付研究員及び任期付職員の給与条例第十二条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第三項、職員の育児休業等に関する条例第二十五条第一項、職員の修学部分休業に関する条例第三条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項の規定による勤務しない一時間につき減額する額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(勤務一時間当たりの給与額の特例)

第五条 特例期間における職員、任期付研究員及び任期付職員の給与条例第十七条の規定による勤務一時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(期末手当の額の特例)

第六条 特例期間における職員、任期付研究員及び任期付職員の給与条例第十九条の規定による期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に百分の七・一八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(勤勉手当の額の特例)

第七条 特例期間における職員の給与条例第十九条の四の規定による勤勉手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に百分の七・一八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とし、職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年六月青森県条例第四十五号）第六条の規定は、適用しない」とする。

附則に次の一項を加える。

5 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における第一条第四号から第十二号までに掲げる特別職の職員（常勤の監査委員、労働委員会あつせん員及び収用委員会予備委員を除く。）の報酬額は、第六条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に百分の九・七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における第三条第二項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とし、職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年六月青森県条例第四十五号）第六条の規定は、適用しない」とする。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 2 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における教職調整額は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による教職調整額から当該教職調整額に百分の四・七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- ただし、第四条の規定により同条第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる条例の規定（給与条例第二十一条の規定を除く。）並びにこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用について給料とみなされる教職調整額は、同項の規定による教職調整額とする。

附則第三項を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

青森県議会基本条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県議会基本条例

青森県は、縄文のいにしえより、自然と人間が共生した豊かな国原（くにまら）「北のまほろば」の中心であり、多くの先人の限りない郷土愛とたゆみない努力により今日まで発展してきた。

青森県議会は、明治十二年に初の通常県会が開催されて以来、時代の変化に即し、絶えず民意を反映する場としての大きな役割を担い続けてきた。近年、地方分権改革の進展により、地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、地方自治を取り巻く環境は大きく変化している。

県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であり、二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき責務及び役割はますます増大してきている。

本県議会においても、議会の効率的・効果的運営に係る議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たし、真の地方自治の確立を目指すためには、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるとともに、県民に開かれ、信頼される議会の構築に一層努めなければならない。

そのためには、知事及びその他の執行機関との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮する必要がある。

ここに、本県議会は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議員の責務及び役割、議会運営の原則等の本県議会に関する基本的事項を定めるとにより、県民の視点に立つて、県民の負託に的確にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 議会は、二元代表制の下、県民を代表し、県府の意思決定を担う議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指すものとする。

(基本方針)

第三条 議会は、前条の基本理念のつとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行うものとする。

- 一 議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- 二 知事及びその他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行を監視し、及び評価する機能を強化すること。
- 三 県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関する県民への説明責任を果たすこと。
- 四 県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させること。
- 五 地方分権の進展に対応した新たな議会の運営体制の確立を図るため、議会改革に継続的に取り組むこと。

第二章 議員の責務及び役割

(議員の責務)

第四条 議員は、県民の代表として、常に県民全体の利益を考え、県政の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握することにより、議会活動を通じて県民の負託にこたえる責務を有する。

(議員の役割)

第五条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）において、審議及び審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。

- 二 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価す

る。

三 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。

四 県政について、県民に説明すること。

五 県民との意見交換等により県政に関する県民の意思を把握すること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすために必要な資質の向上を図るため、不断の研さんに努めるものとする。

(政治倫理)

第六条 議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理の保持が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者及び県民の代表者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

第三章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第七条 議会は、議事機関としての責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。

2 議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

3 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

4 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

(質問等の充実)

第八条 議員は、会議等において質問又は質疑を行うに当たっては、第四条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

(知事等による確認)

第九条 知事等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で質問及び質疑の趣旨を確認することができる。

(議員間の討議)

第十条 委員会は、議員相互間の討議を積極的に活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

第四章 県民と議会との関係

(県民の意思反映及び参加確保)

第十一条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるため、次に掲げる方法により、県民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。

- 一 常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人及び公聴会の制度を積極的に活用すること。
- 二 請願及び陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要に応じ県民及び市町村に係る多様な行政課題を広く把握すること。

(議会の説明責任)

第十二条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(本会議及び委員会の公開等)

第十三条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、本会議及び委員会を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の

賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が本会議及び委員会を傍聴しやすい環境を整備し、本会議及び委員会の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会の会議録を広く県民が閲覧できるようにするものとする。

(広報及び広聴の充実)

第十四条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な手段を活用することにより、広報及び広聴の充実に努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

第五章 知事等と議会との関係

(知事等と議会との関係の基本原則)

第十五条 議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の向上及び県勢の発展のために努めるものとする。

(監視及び評価)

第十六条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう促すものとする。

(政策立案及び政策提言)

第十七条 議会は、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

第六章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第十八条 議会は、地方分権の進展等議会を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革の推進に関し協議又は調整を行うための組織を設置することができる。

(広報及び広聴並びに議会図書室に関する組織)

第十九条 議会は、広報及び広聴並びに議会図書室の充実に関し協議又は調整を行うための組織を設置することができる。

第七章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第二十条 議会は、議会の政策立案等に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第二十一条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第八章 雑則

(他の条例等との関係)

第二十二条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第二十三条 議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年五月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十三年六月一日」を「平成二十五年七月一日」に、「百分の三（議長にあつては百分の五、副議長にあつては百分の四）」を「百分の十」に改め、ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭